人事院事務総長

「人事院規則10-4 (職員の保健及び安全保持)の運用について」の一部改正について(通知)

「人事院規則10-4 (職員の保健及び安全保持)の運用について(昭和62年12月25日職福-691)」の一部を下記のとおり改正したので、令和6年10月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改 正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
別表第7 特別の教育を必要とす	る 別表第7 特別の教育を必要とする
危害のおそれの多い業務	危害のおそれの多い業務
1~11 (略)	1~11 (略)
12 次に掲げる電気の取扱い	カ 12 次に掲げる電気の取扱いの
業務	業務
(1) 高圧若しくは特別高圧の	充 (1) 高圧若しくは特別高圧の充

電電路若しくは当該充電電路| の支持物の敷設、点検、修理 若しくは操作の業務(②に掲 げる業務を除く。)、低圧 (直流にあっては750ボル ト以下、交流にあっては60 0 ボルト以下である電圧をい う。以下同じ。) の充電電路 (対地電圧が50ボルト以下 である充電電路及び電信用の 充電電路、電話用の充電電路 等で感電による危険を生ずる おそれのないものを除く。) の敷設若しくは修理の業務| ((2)に掲げる業務を除く。) 又は配電盤室、変電室等区画 された場所に設置する低圧の 電路(対地電圧が50ボルト 以下である電路及び電信用の 電路、電話用の電路等で感電 による危険を生ずるおそれの ないものを除く。) のうち充 電部分が露出している開閉器 の操作の業務

(2) 対地電圧が50ボルトを超 える<u>蓄電池</u>を内蔵する自動車

電電路若しくは当該充電電路 の支持物の敷設、点検、修理 若しくは操作の業務、低圧 (直流にあっては750ボル ト以下、交流にあっては60 0ボルト以下である電圧をい う。以下同じ。)の充電電路 (対地電圧が50ボルト以下 である充電電路及び電信用の 充電電路、電話用の充電電路 等で感電による危険を生ずる おそれのないものを除く。) の敷設若しくは修理の業務 (⑵に掲げる業務を除く。) 又は配電盤室、変電室等区画 された場所に設置する低圧の 電路(対地電圧が50ボルト 以下である電路及び電信用の 電路、電話用の電路等で感電 による危険を生ずるおそれの ないものを除く。)のうち充 電部分が露出している開閉器 の操作の業務

(2) 対地電圧が50ボルトを超 える低圧の蓄電池を内蔵する

の整備の業務	自動車の整備の業務
13~41 (略)	13~41 (略)

以 上